

八軒西小学校いじめ防止基本方針（概要）

いじめの未然防止

＜令和8年度学校経営方針重点より＞

「今日が楽しく、明日が待たれる学校」を作るために子どもと関わる

□あたたかく望ましい人間関係づくり

○各種行事・学習を通じた異学年の交流

○自己有用感を高めるために豊かな関わりをつくる学級活動・特別活動

□豊かな関わりの中で、学ぶことに喜びを感じる学習

○「できた」「わかった」から自信と意欲につなげる指導

○目的を明確にした体験的な学習→教師による価値付けと振り返り

□いじめは絶対に許されないという心を育てる

○道徳の学習の充実（言葉を大切に） ○人権教室の開催

○命の大切さを学ぶ月間

○情報モラルについての学習

○非行防止教室（ネットモラル）の開催

いじめの早期発見・いじめに対する措置

□児童観察・児童理解と、迅速な対応

○子どもからのサインを見逃さず職員・保護者で共有

・登校時・休み時間、及び教室での児童観察

・学びの支援委員会及び全職員への情報の共有

○その時その場でその行為をやめさせる関わり

□アンケートや面談の実施

○本校独自のアンケート（1学期）、札幌市一斉のアンケート（11月ごろ）

○アンケート後には、子どもたち一人一人との面談を実施（必要に応じて）

□組織的な指導体制と校内研修の充実

○いじめ対策委員会と学年による緊急会議と方針決定

○基本方針をもとにしたすべての職員での共通理解とスクールカウンセラー等の専門家による研修の実施

いじめとは（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、身体的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等のための組織

～いじめ対策委員会～

□構成 校長・教頭・教務主任・保健主事・学年主任・養護教諭・SC・SSW

□対策委員会の活動（月1回の定例会議及びいじめ事案認知時の緊急会議）

○学校いじめ防止方針の作成・見直し、「いじめ」の共通理解と指導体制の確立・強化

○「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定

○「いじめのアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理

○「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸問題に対する対応策の検討と決定

○校内研修の実施等、いじめ防止の取組の充実

関係機関との連携について

□市教育委員会との連携

□SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）等との連携

適切な支援に向けた専門的な助言

□警察との連携

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。（いじめ防止対策推進法 第23条第6項）

□その他、地域や関係機関との連携